

○高森町自然環境保全要綱

平成3年3月29日

告示第7号

(目的)

第1条 この要綱は、高森町における開発事業及び活動に伴って生じる自然環境の破壊を防止し、緑豊かな環境を保全し、自然の生活との調和を図り、もって町民の福祉の増進に資することを目的とする。

(責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、自然環境及び生活環境の保全に関する施策を策定するとともに、その実施に努めるものとする。

2 町民は、良好な環境の確保に努めるとともに、町が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

3 事業者は、開発事業及び活動によって、良好な環境を侵害しないように自己の責任において、その保全のために必要な措置を講ずるとともに、町が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 住宅用地（別荘用地を含む。）、工場用地、レジャー施設用地等の造成、土石及び植物の採取、鉱物の採掘その他土地の区画形質の変更並びに林地の分壊をいう。
- (2) 開発区域 開発行為に係る1団の土地（水面を含む。）の区域をいう。
- (3) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいう。
- (4) 事業者 開発行為及び建築物並びに土地の掘削、屋外広告物に係る工事及び植物採集等をしようとする者をいう。

(事前協議)

第4条 次に掲げる開発行為を行おうとする事業者は、事前に協議書を提出し、町長と

協議しなければならない。

- (1) 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発行為
- (2) 開発区域の面積が500平方メートル以下であっても、分譲を目的とするもの

2 前項の開発行為の事前協議書の様式及び添付図書並びに指導基準は、町長が別に定める。

(事前届出)

第5条 次に掲げる行為を行おうとする事業者は、事前に事業行為届を町長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の建築

ア 前条第1項により協議が必要な開発区域において行う建築物の建築

イ 前条第1項により協議が必要な開発区域以外で行う建築物の建築又は増改築で、建築面積が10平方メートルを超えるもの又は高さが10メートルを超えるもの

- (2) 温泉又は地下水を湧出させる目的で行う土地の掘削

- (3) 屋外広告物の設置

- (4) 第1号に掲げるもののほか、物品の販売を目的とする施設

- (5) 熊本県景観条例に基づく届出を必要とするものは、町への届出を兼ねるものとし、1部を町に提出しなければならない。

2 前項の行為の事業行為届の様式及び添付図書並びに指導基準は、町長が別に定める。

(事業計画変更)

第6条 前2条の規定は、事業計画を変更する場合について準用する。

(事前協議者に対する措置)

第7条 町長は、第4条の規定による事前協議を行うものに対し、自然環境保全上必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができるものとする。

- (1) この要綱に基づく手続及び指導に従うこと並びに当該事業行為について必要と認める措置を講ずべきことを勧告すること。
- (2) 前号の規定による勧告をした場合において、その勧告に基づいて講じた措置に

について文書による報告を求め、又は必要な立入調査を行うこと。

(3) 第1号の規定による勧告に従わない場合において、その旨及びその勧告の内容を公表すること。

2 町長は、第5条の規定による事前届出を行うものに対し、前項に準じ必要な指導を行うことができるものとする。

3 町長は、前項に規定するもののほか、この要綱に基づく勧告その他の行政指導の実効性を確保するため必要があると認める場合は、事前協議者等に対し、適切な行政上の措置をとることができるものとする。

(環境保全協定)

第8条 町長は、この要綱に基づく指導を適正に行うため必要があると認める場合には、事業者等と開発行為等について環境保全のための協定を締結するものとする。

(事業の廃止届等)

第9条 開発行為協議者等は、その協議又は届出に係る事業を廃止する場合には、速やかに事業廃止届を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する届出があった場合において、必要があると認めるときは、その届出に係る事項について環境保全上必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

3 開発行為協議者等は、その協議又は届出に係る事業を完了したときは、速やかに事業完了届により町長に届け出なければならない。

4 第1項の事業廃止届及び前項の事業完了届の様式は、町長が別に定める。

(適用除外)

第10条 次に掲げる事業については、第4条及び第5条の規定は、適用しないものとする。

(1) 非常災害のための応急措置として行う事業

(2) 国、又は地方公共団体が行う事業

(3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において、農業の用に供することを目的として行う事業

- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定による地域森林計画対象森林の区域内において森林の施業又は整理として行う事業
- (5) 前各号に準ずるものとして、町長がその都度定める事業
(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業を行うに当たっては関係法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項に留意し、地域と一体となった開発に努めなければならない。

- (1) 生活用水及び農業用水の汚染、枯渇その他の人の生命又は農林漁業生産に悪影響を与える状況を生じさせないこと。
- (2) 文化財及び歴史的価値のあるものについては、積極的に保全に努めること。
- (3) 事業に関連する道路及び緑地を設ける等、環境施設の整備に努めること。

(住民の責務)

第12条 住民は、関係法令等を遵守するとともに次に掲げる事項に留意し、優れた環境を後世に伝えるよう努めなければならない。

- (1) 生活排水については、公共用水域の汚濁防止に必要な措置を講ずること。
- (2) ごみ、し尿については、適正に処理し、生活環境を清潔にすること。

(国、県等への協力要請)

第13条 町長は、この要綱の実施のため必要があるときは、国、県等関係機関と協議し、その協力を求めるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。